

別表2

Ⅱ. 一貼分

市町村名 _____

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に係る職員配置

施設		支援の単位数	
申請施設数	管内の施設数	申請支援員数	管内支援員数
①	②	③	④
か所	か所	か所	か所
公立公営		0	
公立児童		0	
民立児童		0	
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援法による交付対象となる施設数、支援の単位数を記入すること。

2. ③欄、⑤欄には、子ども子育て支援法による交付対象となる施設数、支援の単位数を記入すること。

3. ④欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

事業者の名称(クラブ名)	施設	児童数	事業実施月数	実施状況			資金改善する総与項目						従事項目			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
				年間所日 数	期間時間 率	平均日 間時間	資金改善する 従事者 数			資金改善する総与項目			従事項目					
							基本数	手当	賞与	その他の内容	賞与	その他の内容	その他の内容	学校との情 報共有	児童等へ の連絡・情報 共有			放課後・習熟 への対応 への取組
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
1				~	~													
2				~	~													
3				~	~													
4				~	~													
5				~	~													
6				~	~													
7				~	~													
8				~	~													
9				~	~													
10				~	~													
合計				~	~													

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに記載することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブ」専ら区別して記入すること。

2. ⑦欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

3. ⑩欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

(イ) (ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、「地域との連携・協力等の育成支援に係る常勤職員を配置

施設		支援の単位数	
申請施設数	管内の施設数	申請支援員数	管内支援員数
①	②	③	④
か所	か所	か所	か所
公立公営		0	
公立児童		0	
民立児童		0	
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援法による交付対象となる施設数、支援の単位数を記入すること。

2. ③欄、⑤欄には、子ども子育て支援法による交付対象となる施設数、支援の単位数を記入すること。

3. ④欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

事業者の名称(クラブ名)	施設	児童数	事業実施月数	実施状況			資金改善する総与項目						従事項目			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
				年間所日 数	期間時間 率	平均日 間時間	資金改善する 従事者 数			資金改善する総与項目			従事項目					
							基本数	手当	賞与	その他の内容	賞与	その他の内容	その他の内容	学校との情 報共有	児童等へ の連絡・情報 共有			放課後・習熟 への対応 への取組
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
1				~	~													
2				~	~													
3				~	~													
4				~	~													
5				~	~													
6				~	~													
7				~	~													
8				~	~													
9				~	~													
10				~	~													
合計				~	~													

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに記載することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブ」専ら区別して記入すること。

2. ⑦欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

3. ⑩欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

4. ⑱欄は、1月1日現在の児童数に基づき算出すること。

別表2

(5) 障害児受入強化推進事業

ア 障害児を3人以上受け入れる場合

市町村名

事業所名(クラブ名)	障害児数	配置職員数	事業実施月数	対象児費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1	人	人	ヶ月	円	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計()	か所				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄の障害児数には、「イ 医療的ケア児を受け入れる場合」により配置職員等名を配置する場合は、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない職員を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

イ 医療的ケア児を受け入れる場合

事業所名(クラブ名)	医療的ケア児数	看護職員等の配置の 有無	事業実施月数 (看護職員等の配置 月数)	看護職員等による送 迎支援の実施の有無	事業実施月数 (看護職員等による送 迎支援の実施の有無 月数)	対象児費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	人		ヶ月		ヶ月	円	円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計()	か所						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄及び⑥欄は、1月に満たない職員を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	②	③	④	⑤	⑥
	児童の数	放課後児童支 援員等数	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
1	人	人		円	円	
2						
3						
4						
5						
合計 (か所)						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	②	③	④
	ヶ月	円	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	事業実施月数 (運営事務等を行う職員 の配置等の月数)	② ヶ月	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計 (か所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	第三者評価受審日	②	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計 (か所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

別表 2

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

市町村名

事業所数 (クラブ数)	①	事業実施月数	② ヶ月	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
-------------	---	--------	---------	---------------	--------	-------------	--------

(記入上の注意)

- ①欄は、当該事業で対象とした事業所(クラブ)の総数を記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名 _____

事業所名 (クラブ名)	①	②	③	④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業所名(クラブ名) ⑤	設置・ 運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	賃金改善する従事者数			賃金改善する給与項目				対象経費の 実支出額 ⑱	国庫補助 基準額 ⑲	
			経験年数5 年未満 ⑧	経験年数 5年以上 10年未満 ⑨	経験年数10 年以上 ⑩	基本給 ⑫	手当 ⑬	賞与 ⑭	その他 ⑮			その他の内容 ⑰
1		ヶ月										
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合計												

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3. ⑩欄は1円未満の端数は切り捨てること。

Ⅲ. その他分

市町村名

(13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ① か所	管内の施設数 ② か所	申請支援の単位数 ③ か所	管内の支援の単位数 ④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（クラブ名）	⑤ 設置・ 運営主体	⑥ 賃金改善対象者数		⑩ 事業実施月数	⑪ 放課後児童支援員等 処遇改善臨時特例事業 実施の有無	⑫ 対象経費の 実支出額	⑬ 国庫補助 基準額
		⑦ 常勤職員	⑧ 非常勤職員				
		人	人	ヶ月		円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

(記入上の注意)

2. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

3. ⑥欄は、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。

4. ⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。

5. ⑪欄には、休育士等処遇改善臨時特例交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

6. 子育て短期支援事業

種類	施設委託 (実施所数)	里親等の数	対象児の数 実支出額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①	②	③	④
2. 夜間集遊等(トワイライトステイ)事業	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)
1. 「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間集遊等(トワイライトステイ)事業」における欄の金額等を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

実施施設の名称	施設種別	1日あたりの利用可能な児童数		年間開所日数	利用児童数(延べ日数)			居宅から実施施設等の間 を往復する児童の付 き添いの実施 日数	実施施設における専任 職員配置		開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
		里親等の数	施設委託 (実施所数)		2歳未満児 1歳未満児	2歳以上児	親子入所する 児童及び緊急 一時保護の児		親子入所する 児童及び緊急 一時保護の児 1日あたり	実施の有無				配置月数	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
1															
2															
3															
4															
5															
里親 数															
施設 数															
合計															

(記入上の注意)
1. ①欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育園」「ファミリーホーム」「その他」を選択すること。
2. ②欄は、「その他」を選択した場合、その施設種別を記入すること(公共施設、児童入所施設、医療機関等)。
3. ③欄は、児童養護施設から委託を受けた事業を実施する場合は、委託した児童施設に計上すること。また、その人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用児童を登録している場合は、利用児童を登録していない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入可能としている児童の人数を記入すること。(例)月～金のみの開所施設であれば260日(週5日×52週)、有休の定めがなく、随時受け付けている場合は365日。
6. ⑦～⑩欄は、利用児童の受け入れ状況等に関する児童の受入を実施している期間について、「令和6年3月30日付付成算書」の「15. 児童事項」の(3)に規定するものであること。当該期間については、児童養護施設等に委託している場合は、一時帰国に保護者と離れること等を希望する児童の受入を実施している期間を記入すること。また、児童養護施設等に委託している場合は、一時帰国に保護者と離れること等を希望する児童の受入を実施している期間を記入すること。
7. ⑪欄は、児童養護施設等に委託している場合は、付添い(看護士)を専任する体制を確保している場合について、「有」を選択すること。なお、児童養護施設等に委託している場合は、付添い(看護士)を専任する体制を確保している場合について、「有」を選択すること。また、1日として計上する。)
8. ⑫欄は、児童養護施設等に委託している場合は、施設内(有)と施設外(無)に別記して、複数回運営時等の付添い(看護士)を専任している場合について、「有」を選択すること。また、1日として計上する。)
9. ⑬欄は、児童養護施設における専任職員配置の状況について、「有」を選択すること。当該期間については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額(1)(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対して、複数市町村で設置する場合は、配置に係る経路について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10. ⑭欄は、月に満たない端数を生じたときは、これを1月として記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進法交付金」子育て短期支援事業のための原資等整備加算「子育て短期支援事業1」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。
11. ⑮欄は、開設準備経費の増減を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進法交付金」子育て短期支援事業のための原資等整備加算「子育て短期支援事業1」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。
12. 児童養護施設第1条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置基準等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2)夜間集遊等(トワイライトステイ)事業

実施施設の名称	施設種別	1日あたりの利用可能な児童数		年間開所日数	利用児童数(延べ日数)			居宅から実施施設等の間 を往復する児童の付 き添いの実施 日数	実施施設における専任 職員配置		開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
		里親等の数	施設委託 (実施所数)		夜間集遊事業 基本分	夜間集遊事業 宿泊分	夜間集遊事業 基本分		夜間集遊事業 宿泊分	実施の有無				配置月数	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
1															
2															
3															
4															
5															
里親 数															
施設 数															
合計															

(記入上の注意)
1. ①欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育園」「ファミリーホーム」「その他」を選択すること。
2. ②欄は、「その他」を選択した場合、その施設種別を記入すること(公共施設、児童入所施設、医療機関等)。
3. ③欄は、児童養護施設から委託を受けた事業を実施する場合は、委託した児童施設に計上すること。また、その人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用児童を登録している場合は、利用児童を登録していない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入可能としている児童の人数を記入すること。(例)月～金のみの開所施設であれば260日(週5日×52週)、有休の定めがなく、随時受け付けている場合は365日。
6. ⑦～⑩欄は、利用児童の受け入れ状況等に関する児童の受入を実施している期間について、「令和6年3月30日付付成算書」の「15. 児童事項」の(3)に規定するものであること。当該期間については、児童養護施設等に委託している場合は、一時帰国に保護者と離れること等を希望する児童の受入を実施している期間を記入すること。また、児童養護施設等に委託している場合は、一時帰国に保護者と離れること等を希望する児童の受入を実施している期間を記入すること。
7. ⑪欄は、児童養護施設等に委託している場合は、付添い(看護士)を専任する体制を確保している場合について、「有」を選択すること。なお、児童養護施設等に委託している場合は、付添い(看護士)を専任する体制を確保している場合について、「有」を選択すること。また、1日として計上する。)
8. ⑫欄は、児童養護施設等に委託している場合は、施設内(有)と施設外(無)に別記して、複数回運営時等の付添い(看護士)を専任している場合について、「有」を選択すること。また、1日として計上する。)
9. ⑬欄は、児童養護施設における専任職員配置の状況について、「有」を選択すること。当該期間については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額(1)(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対して、複数市町村で設置する場合は、配置に係る経路について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10. ⑭欄は、月に満たない端数を生じたときは、これを1月として記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進法交付金」子育て短期支援事業のための原資等整備加算「子育て短期支援事業1」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。
11. ⑮欄は、開設準備経費の増減を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進法交付金」子育て短期支援事業のための原資等整備加算「子育て短期支援事業1」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。
12. 児童養護施設第1条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置基準等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①②欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等によ る訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格 取得のための研修(講 習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修			実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、「○」を記入すること。

10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用実世帯数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1. 訪問支援費及び事務費・管理費	①	②	③
2. 研修費			
合計			

(記入上の注意)

- ①欄は、年間の実世帯数を記入すること。(延べ利用件数ではないことに留意すること)
- ②、③欄は「(1)訪問支援費及び事務費・管理費」「(2)研修費」における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 訪問支援費及び事務費・管理費

事業所名	運営主体	事業実施月数	年間利用数															民間団体への委託実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額																
			利用者負担減免を行う場合の加算分																																	
			(ア)生活保護世帯			(イ)市町村長親非課税世帯			(ウ)市町村長親所得課税世帯			(エ)市町村長親所得課税世帯			(オ)市町村長親所得課税世帯																					
①	②	③	延べ利用時間数	延べ利用時間数	延べ利用時間数	96時間まで	延べ利用時間数	延べ利用時間数	延べ利用時間数	48時間まで	延べ利用時間数	延べ利用時間数	延べ利用時間数	48時間超	延べ利用時間数	延べ利用時間数	延べ利用時間数	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				
合計	(か所)																																			

(記入上の注意)

- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、株式会社、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、利用者の利用時間の合計(年間延べ利用時間)を記入すること。
- ⑤欄は、利用者1人当りの利用時間の合計(年間延べ利用時間)を記入すること。
- ⑥、⑧、⑩、⑫、⑭欄は、別紙の第2欄「子育て世帯訪問支援事業」3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間数を記入すること。
- ⑦、⑨、⑪、⑬、⑮欄は、別紙の第2欄「子育て世帯訪問支援事業」3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間数を記入すること。
- ⑯欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。(直営は含めないこと)
- ⑰欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2) 研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③

(記入上の注意)

- ①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を1人当たり8時間以上実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が8時間以上であっても「教急救命講習及び事故防止」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

11. 児童育成支援拠点事業

市町村名

事業所名 (名称)	実施場所	運営主体	事業実施 月数	週当た りの平 均開所 日数	定員	年間 実利 用児 童数	年間 延べ 利用 児童 数	ソーシャル ワーク 専門職 員の配 置	心理療 法担当 職員の 配置	送迎の 実施	平日分		長期休暇等分		賃借料	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
											開所時間	長時間 開所対 算対象 時間数	開所時間	長時間開 所加算対 象時間数				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2											~		~					
3											~		~					
4											~		~					
5											~		~					
6											~		~					
7											~		~					
8											~		~					
9											~		~					
10											~		~					
合計 (込)																		

(記入上の注意)

- ②欄は、「専用施設」、「児童館(児童センター等含む)」、「児童養護施設」、「児童家庭支援センター」、「その他()」から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、「週3日」、「週4日」、「週5日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月 → 週4日、 7月～3月 → 週5日以上
- ⑥欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
- ⑦欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
- ⑧欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑨欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑩欄は、居宅から事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施した場合は「有」を記入すること。
- ⑪及び⑫欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑬及び⑭欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑮欄は、事業実施場所が賃貸物件の場合は「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合は「有」を記入すること。
- ⑰欄は、開設準備経費の単価に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

12. 親子関係形成支援事業

市町村名

	対象経費の実支出額	①	国庫補助基準額	②
1.親子関係形成支援プログラムの実施				
2.親子関係形成支援プログラム資格習得支援				
合計				

(記入上の注意)

1. 「1 親子関係形成支援プログラムの実施」「2 親子関係形成支援プログラム資格習得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)親子関係形成支援プログラムの実施

事業所名 (名称)	運営主体	1プログラムにおける回数	年間実施プログラム数	参加実人数	利用者負担軽減を実施する場合の加算分			対象経費の実支出額	国庫補助基準額
					(ア)生活保護世帯	(イ)市町村民税非課税世帯	(ウ)市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計									

(記入上の注意)

1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

2. ③欄は、1プログラムにおける回数(講座数)を全4回、全5回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものを選択すること。

なお、同一運営主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に行を分けて記入すること。

3. ④欄は、年間実施プログラム数(③欄に記入したプログラムの年間実施数)を記入すること。

4. ⑤欄は、年間の参加実人数を記入すること。

5. ⑥、⑦、⑧欄は、別紙の第2欄親子関係形成支援事業、3基準額1のイ加算分の区分に応じて年間延べ利用回数を記入すること。

なお、延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じた数とする。(例、全4回のプログラムを(ア)の世帯が5世帯利用した場合の⑥の欄は「20回」)

6. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2)親子関係形成支援プログラム資格習得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施	対象経費の実支出額	①	国庫補助基準額	③

(記入上の注意)

1. ①欄は、プログラム実施のための資格等の取得や研修等の受講など、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う場合に「○」を記入すること。

なお、資格取得者等に対して、本事業のプログラム実施への積極的な従事を要件とすること。

(4) 運搬型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	特別 支援 対応	研修代替職員 配置加算	育児参加促進講 習休日実施(概ね 月2回以上)加算	開設準備経費			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
												研修費・備品購入費	礼金及び賃借料			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小敷点以下第1位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。(⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑧欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合(基本Ⅲ型を除く)は「有」を記入すること。
- ⑨欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、代募職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント)
- ⑪欄は、両務等が共に参加しやすくなるよう休日(概ね月2回以上)に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設準備経費におけるそれぞれ単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬ 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
 - ・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
 - ・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

14. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特別型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型 I」「(3)幼稚園型 II」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用児童数(年間延人数)												
						イ 特別利用保育等対象児童						エ 特別支援児童対象児童						
						平日			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日			
						長時間		3時間以上	長時間		3時間以上	長時間		3時間以上	長時間		3時間以上	
						ア 一般型対象児童(イ〜エを除く)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1	①	②	③	④	⑤	⑥												
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	利用児童数(年間延人数)		担当職員配置		開設準備経費		対象経費の支出額	国庫補助基準額																
	才	利用者負担軽減	家庭的保育者	研修受講者	改修費等	礼金及び買付料																		
	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満	その他要支援児童のいる	合計	開所日数	開所時間	基礎型施設	地域密着II型	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
計																								

- (記入上の注意)
- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
 - ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
 - ⑧⑩欄は、4時間(又は特別利用保育として提供される時間が8時間)を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
 - ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
 - ⑯～⑳欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
 - ㉑～㉒欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
 - ㉓～㉔欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
 - ㉕欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみになっている人数を記入すること。
 - ㉖欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
 - ㉗欄は、年間の開所日数を記入すること。
 - ㉘欄は、開設準備経費は、㉙欄に「○」を記入すること。
 - ㉚欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ㉛欄は、児童福祉法第21条の18に基づき調査を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

(1) 一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出額	国庫補助 基準額
						事務職員等	賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出出額の内訳額を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2) 幼稚園型 I

幼稚園型 I																														
No.	名称	所在地 市町村名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		年間延べ利用者数【自市町村分】						保育体制充実加算	就労支援型施設 加算	開設準備 経費費 (改修費 等)	対象経 費の実 支出額	国庫 補助 基準 額													
					平日	長期 休業 日	特別な 支援を 要する 園児	幼稚園在籍園児		幼稚園在籍園児以外		特別な 支援を 要する 園児						施設当たり 年間延べ利用者数 【広域利用含む】												
								うち長時間 2時間 未満	2～3 時間 以上	うち長時間 2時間 未満	2～3 時間 以上							⑧以外の園児	⑩以上の園児 (平日+長期休業日)	⑪以上の園児 (平日+長期休業日)	⑫以上の園児 (平日+長期休業日)	⑬以上の園児 (平日+長期休業日)	⑭以上の園児 (平日+長期休業日)	⑮以上の園児 (平日+長期休業日)	⑯以上の園児 (平日+長期休業日)	⑰以上の園児 (平日+長期休業日)	⑱以上の園児 (平日+長期休業日)	⑲以上の園児 (平日+長期休業日)	⑳以上の園児 (平日+長期休業日)	㉑以上の園児 (平日+長期休業日)
1						④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	
2																														
3																														
計																														

(記入上の注意)

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季・春季)中の平日における実施日のカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日のカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3. 4. 5. の考え方と同様である。
- ⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩欄に係る長時間分については4時間(又は教育時間との合計が8時間)を超えた場合、⑩⑪欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑯～㉑欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の実績等を踏まえた年間延べ利用者数(在籍園児の平日・長期休業日及び休日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ㉒欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉒欄は、事務従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉔欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉕欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(3) 幼稚園型 II

No.	名称	所在地 市町村名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園型 II												開設準備経費 (改修費 等)	対象経 費の実 支出額	国庫補 助基準 額							
					平日	長期 休業 日	休日	年間延べ利用者数 【自市町村分】						施設当(た)り 年間延べ利用者数 【広域利用含む】														
								2歳児			1歳児			0歳児			2歳児					1歳児			0歳児			
								平日+ 長期休 業日+ 休日	うち長時間 2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上	平日+ 長期休 業日+ 休日	うち長時間 2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上	平日+ 長期休 業日+ 休日	うち長時間 2時間 未満	2~3 時間				3時間 以上	平日+ 長期休 業日+ 休日	うち長時間 2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬																
1																												
2																												
3																												
計																												

(記入上の注意)

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれかかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季・冬季休業)中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3. 4. 5. の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。
- ⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(4) 余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)										国庫補助 基準額
					特別支援児童対象児童		利用者負担軽減		開設準備経費 (改修費等)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額			
					利用児童数 (年間延べ人数)	障害児 多胎児	障害児 多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯			年取380万円未満 世帯	その他児童児童 等のいる世帯	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑨～⑫欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(5) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)										開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
					緊急一時預かり対象児童以外		緊急一時預かり対象児童		特別支援児童対象児童		利用者負担軽減						
					4時間以上 4時間未満	合計	4時間以上 4時間未満	合計	障害児 多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年取380万円未満 世帯	その他児童児童 等のいる世帯			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑫欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑬～⑯欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑰～⑲欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数					対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)			(延べ人数)			
				1号認定 <small>在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児</small>	2号認定	3号認定	<small>教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用する児童</small>	④、⑧以外の 対象乳幼児		
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

15. 病児保育事業

市町村名 _____

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎児童数 (年間延人数)	送迎対応 看護師等 雇上費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (職別)	送迎方法	普及定着促進費		改善分の 減算の有 無			
												研修参加 職員数	礼金及 び賃借 料				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

No.	当日キャンセル対応加算		対象経費 の実支出額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)
	年間キャンセル回数	年間キャンセルの防止策						
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ①欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑩欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、目撃者の送迎、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑫欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑭欄は、当日キャンセルに対する予約を行うことがないよう下記アンケート等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用者が複数か所に予約を行うことを見ている。
- ⑯欄は、ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
- イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ウ 電話連絡等により、利用前日に利用の有無を再度確認している。
- エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ⑱欄は、⑭欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑳欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は改善分の減算を適用して記入すること。
- ㉑欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、㉑欄の「対象経費の実支出額」から㉑欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				国庫補助 基準額	
		①	②	③	④		
				うち、市町村民税非課税世帯であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めたと世帯の利用延べ人数			
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(2) 病後児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 施月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 対応利用児 童数 (年間延人数)	送迎対応 看護師等 雇上費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (職員種別)	送迎方法	普及定着促進費		改善分の 減算の有 無			
												研修参加 職員数	礼金及 び賃借 料				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

No.	当日キャンセル対応加算		対象経費 の実支出額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)
	サブグループ の防止策	年間キャンセル回数						
1	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ①欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の掲上げ、その他()のいずれれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑬欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合のみ記入すること。
- ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ⑱欄は、「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑳欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、㉑欄と同額を記入すること。
- ㉒欄は、「有」とならない場合に、㉑欄の「対象経費の実支出額」から㉑欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉓欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉔欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。
- ㉕欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				国庫補助 基準額
		①	②	③	④	
1						
2						
3						
4						
5						
計						

減免分加算適用(生活保護)延べ人数
 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困難していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数

⑥

⑤

④

③

②

①

(3) 体調不良児対応型

① 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 対応利用児 数 (年間延人数)	送迎対応		送迎経費 (千円)	送迎を行う 職員種別・人数 (職員 種別)	送迎方法	研修参加 職員数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							看護師等 雇上費	7						
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑬欄は、研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑩欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

② 一般分(改善分)(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	対象経費の 実支出額		国庫補助 基準額
						6	7	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「①特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポーター・センター事業)

事業開始年月	会員数			支部数	講習(24h以上)の実施	土日実施加算	預かり手増加のための取組加算		合同実施市町村	ひとり親家庭等への利用支援		地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算						
	提供会員	依頼会員	両方会員				合計	出張登録会等開催やSNSによる広景等の実施		増加人数	増加割合		ア 優先して調整	イ 早朝、夜間等に対応	ウ 援助会員への助成	エ 訪問実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
基本事業																		
開設準備経費	病児・緊急対応強化事業																	
改修費・備品購入費 ⑳	利用件数(年間延べ数)			事業開始年月	利用件数(年間延べ数)		近隣市町村会員の受入	初年度体制整備	合同実施市町村	対象経費の実支出額	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
	①	②	③		合計	合計												

(記入上の注意)

- ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
- ⑥欄は、実施要綱に基づき支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- ⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
- ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- ⑨～⑫欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ⑬～⑯欄は、提供会員・両方会員(依頼会員は対象外)を右記のとおり増やした場合に、⑩⑪いずれか該当する方を記入すること。(前年度の会員数 19人以下～2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増)
- ⑰欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ⑱欄は、基本事業を合同で実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
- ⑲～㉑欄は、実施要綱3(3)②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。(複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担及び配慮が必要な子育て家庭等の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。)
- ㉒欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「○」を記入すること。
- ㉓～㉕欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ㉗～㉙欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「○」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉚、㉛欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。
- ㉜欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉛の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
- ㉝欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
 （1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額	②	国庫補助基準額	③
				H		H
利用者支援事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
子育て世帯訪問支援事業	か所					
児童育成支援拠点事業	か所					
親子関係形成支援事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
子育て援助活動支援事業	市町村					
合計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
 2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額	②	国庫補助基準額	③
				円		円
利用者支援事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
子育て世帯訪問支援事業	か所					
児童育成支援拠点事業	か所					
親子関係形成支援事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
子育て援助活動支援事業	市町村					
合計						

(記入上の注意)

- ①欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- ②欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。